

会派代表質問 「改正住宅セーフティネット法」 について

会派代
自由民主の会



近年、単身高齢者や低所得世帯、ひとり親世帯など住宅の確保に不安を抱える方が大変増えている。

市に求められる新たな役割ですが、
住宅確保要記憶者が円滑に賃貸住宅
を推進すること。

なか受け入れてもらえない。
大家さんからは入居者の死亡後に
残置物があつたり、借家権が残ると
次の人へ貸し出せない。
家賃を滞納されるのでは、事故物
件になつたら困る。

に入居できるよう、安否確認や見守り活動などを行う居住支援法人等の援助を提供する賃貸住宅を居住サポート住宅と定義し、その認定制度が新たに創設され、市は該当住宅を認定する役割を担う。

入居審査が通らない、独り暮らしで倒れたらどうしよう、困り事の相談先が分からないなど、貸主・借主双方に不安がある。

この協議会は不動産関係団体、居住支援協議会の設置が市の努力義務とされた。

者に対し、安定した賃貸住宅の供給を促すことを目的として設けられた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法について令和6年の通常国会において改正し、制度の運用を本年10月1日から施行

部局を構成員として、地域における居住支援の連携、協力を促進する役割を担う。

い。
また、市町村に求めらるる役割に

立相談支援機関に住まい相談支援を配置した。

答 今回の法改正では、①賃貸人が賃貸住宅を提供しやすく、住宅確保要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備。
②居住支援法人等が入居申サポートを行う賃貸住宅の供給促進。
③住宅施策と福祉策が連携した地域の居住支援体制の強化。以上の3点を柱として住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に

今後、住まい相談支援員の在任宅確保要配慮者からの居住に関する相談や物件探し等の具体的な支援を行ふとともに、二つの把握に努める。居住サポート住宅の認定にあたり、県が指定する居住支援法人との連携が不可欠だが、市内に1法人しかないことから居住支援法人の指定促進を図っていく。

が、どのように促進に取り組んでいくのか伺いたい。

答 市内のNPO法人や社会福祉法人、不動産関係団体等の関係機関に対し、居住サポート住宅制度に関する情報提供を行い、制度の周知に努めています。

れることになったことは、大きな前進です。新たに導入されるコミュニティバスには、ぜひ、地域住民の方々の貴重な交通手段として、持続可能な運行をお願いしたいと考えています。

個人質問
海水浴場内に道の駅を建設して、
安全に津波避難誘導ができるのか？



個人質問
**海水浴場内に道の駅を建設して、
安全に津波避難誘導ができるのか？**